

全互協 28 発第 55 号
平成 28 年 12 月 21 日

内閣府
消費者委員会
委員長 河 上 正 二 殿



一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 齋 藤 斎



消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ
報告書に対する意見

12月20日に開催されました貴委員会ワーキング・グループで提出されました報告書（案）につきまして、当協会は以下の通り意見を申し述べます。

1. 報告書の全体について

- (1) 民法における成人年齢の引き下げは、民法上の判断能力を備えることとみなすことが基本であることに鑑み、いたずらに法制度によるのではなく、むしろ未成年者や若年成人の教育に力点を入れるべきと考える。
- (2) 消費者契約法及び特定商取引法に関し、特に「若年成人以外」について、新たな規制の導入を報告するのであれば、具体的にワーキング・グループでどのような議論がなされたのか。また、どのような意見がある中で、そのような結論になったのかの検討状況を報告書に記載すべきであり、それがない場合は削除すべきと考えます。

2. P 3 (2) 特定商取引法について

P 3 3 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状 (2) 特定商取引法において、特定商取引法に関する法律第 7 条第 4 号、特定商取引法施行規則第 7 条第 2 号では「老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること」が指示対象行為とされている。と記載されていることを引用し「未成年者及び成年直後の者」の議論と「老人、知的障害者、認知障害が認められる者」と同様に扱って議論することは無理があると考えます。

3. P 5 (1) 消費者契約法について

P 5 第2 望ましい対応策 1. 若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備 (1) 消費者契約法の中の「イ若年成人等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対して」について

望ましい対応策の中に1. 若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備として、若年成人の被害防止、措置の項目であるにもかかわらず、内容の(1) 消費者契約法において、イ若年成人等と「等」が何の説明もなく唐突に入るべきではないと考えます。

消費者契約法の若年成人等の「等」の中に「老人その他の者」を含めたいという理由であれば、老人を入れる具体的な説明ありません。また報告書に記載されているその他の項目においても若年成人の議論しか行われていないにもかかわらず、消費者契約法で若年成人等として規制する具体的な理由が見つかりません。記載における表現としても不適切であると考えます。

4. こうした観点を踏まえて頂き、ワーキンググループ等において再度、慎重な議論をお願いいたします。